第十五条の四第一項中「（平成十年法律第二十五号）」を削り、「電磁的記録をいう」の下に「。以下この章において同じ」を加え、同項第一号ホ中「国民年金手帳（国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳をいう。）」を削る。

第十六条第一項中「以下この条」を「次項及び第三項」に改め、同条に次の三項を加える。

４　第一項及び第二項に規定する書類には、これらの書類に係る電磁的記録を含むものとする。

５　第一項又は第二項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとする。

６　第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第四項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項又は第二項の規定により保存すべき場所に、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第二十条第一号中「（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号、第二十四条第一号及び第二十五条において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号、次条及び第二十二条において同じ。）」を削る。

第二十三条第一項第一号中「（納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所」を削る。

第二十三条の三中「第十六条、」を「第十六条第一項から第三項まで、」に、「以下この条」を「次項及び第三項」に改める。

第二十三条の四第一項中「及び第七項から第九項まで」を「、第六項及び第七項」に改める。

第二十三条の五第一項第一号中「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号及び第三項第一号において同じ。）」を削る。

第二十四条第一項第一号中「住所等」を「住所若しくは居所若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地（次条において「住所等」という。）」に、「次条」を「同条」に改める。

第二十六条第一項第一号イ中「以下第四号までに」を「イに」に改め、同項第五号ロ中「（納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所）」を削り、同項第六号イ中「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、本店又は主たる事務所の所在地。イ及びロにおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「（納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所」を削り、同条第三項第一号中「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下第六項までにおいて同じ。）」を削り、同条第五項第一号中「、納税地」の下に「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号並びに次項第一号及び第七号において同じ。）」を加える。

第二十七条の二の見出し中「不適用」を「対象となる電磁的記録の範囲等」に改め、同条中「、第三号又は第四号」を「若しくは第三号から第五号まで」に、「のうち」を「又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項」に、「又は第十五条の四第四項」を「、第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は第十六条第六項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第七十一条の二第一項第七号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録及び第十六条第四項に規定する電磁的記録とする。

第二十八条第一項第一号中「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この条及び第三十条において同じ。）」を削る。

第二十九条中「第十六条並びに」を「第十六条第一項から第三項まで並びに」に、「以下この条」を「次項及び第三項」に改める。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、消費税法施行規則第一条の次に一条を加える改正規定のうち第一条の二中「令第二条の四第二項第一号」を「消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。）第二条の四第二項第一号」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第二条中「消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第一条のうち、消費税法施行規則第六条に一項を加える改正規定のうち同条第八項中「第十八条第二項各号」を「第十八条第三項各号」に、「第三項から第五項まで」を「第五項から第七項まで」に改め、同改正規定中同項を同条第十項とする。

第一条のうち消費税法施行規則第十五条の四第一項の改正規定中「第十五条の四第一項中「電磁的記録をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項第一号リ」を「第十五条の四第一項第一号リ」に改める。

第一条のうち消費税法施行規則第十五条の三の改正規定中「第十五条の三」の下に「の見出しを「（帳簿等の保存期間の特例）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項」を「加え」の下に「同項を同条とし」を加える。

第一条のうち消費税法施行規則第二十六条の次に八条を加える改正規定のうち、第二十六条の七第一項中「）は」を「）又は執行機関（同条第五項に規定する執行機関をいう。次項及び第三項において同じ。）は」に改め、「以下この項及び」を削り、「）の」を「）若しくは同条第五項の規定により交付した適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。次項において同じ。）の」に、「適格請求書等に」を「これらの書類に」に改め、同条第二項中「媒介者等は、当該電磁的記録」を「媒介者等又は同条第五項の規定により適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した執行機関は、これらの電磁的記録」に改め、同条第三項中「媒介者等」の下に「又は執行機関」を加え、「事業者」を「媒介者等又は執行機関」に改める。

第一条中第二十七条の二の改正規定を次のように改める。

第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第七号」を「第七十一条の二第一項第九号」に改め、同条第二項中「若しくは第三号から第五号まで」を「から第六号まで」に、「第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は」を「第十五条の五第二項、」に、「の規定」を「、第二十六条の七第三項又は第二十六条の八第二項の規定」に改める。

附則第一条第三号中「一条を加える改正規定」の下に「、同令第二条の改正規定」を加え、「第十五条の三の改正規定（」を「第十五条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中」に改める。

附則第四条に次の一号を加える。

四　登録を希望する年月日がある場合には、その年月日

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行規則第十四条（見出しを含む。）の改正規定及び同令第二十三条の四第一項の改正規定　令和五年一月一日

二　第一条中消費税法施行規則第一条の改正規定、同令第二条の改正規定、同令第六条（見出しを含む。）の改正規定、同令第六条の二の改正規定、同令第六条の三の改正規定、同令第七条（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成十年大蔵省令第四十三号）」を削る部分を除く。）、同令第七条の二の改正規定、同令第八条第三項の改正規定及び同令第十条の八第三項第一号の改正規定並びに附則第五条の規定　令和五年四月一日

（輸出許可書等に係る電磁的記録の保存に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下この条及び次条において「新規則」という。）第五条第四項及び第十六条第四項の規定は、この省令の施行の日以後に消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者が行う同項第九号に規定する課税資産の譲渡等又は同法第三十一条第一項に規定する非課税資産の譲渡等若しくは同条第二項に規定する資産の輸出に係る新規則第五条第四項又は第十六条第四項に規定する電磁的記録について適用する。